

PCB廃棄物の保管事業者、PCB使用製品の所有事業者の皆様へ

PCB特別措置法が、平成28年8月1日に一部改正施行されました。

各事業者には、PCB特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律）及び廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づき、様々な責務が定められています。

■保管事業者（その事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者）の責務

●PCB廃棄物に係る届出、変更の届出

PCB廃棄物の保管及び処分の状況等に関して、処分終了の翌年度まで毎年度4～6月に管轄する都道府県知事等に届け出る（様式第一号（一））。また、保管の場所を変更（PCB特別措置法施行規則第10条第1号に該当する場合に限る）した場合、10日以内に管轄する都道府県知事等に届け出る（様式第二号）。

●高濃度PCB廃棄物の保管場所の変更の制限

PCB特別措置法施行規則第10条第2号に該当する保管の場所の変更を行う場合、環境大臣に確認申請を行う（様式第三号）。

●PCB廃棄物の処分期間内の処分

処分期間の末日までに、PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託する。

●PCB廃棄物の処分終了の届出

保管する全てのPCB廃棄物の処分を終了した際に、20日以内に管轄する都道府県知事等に届け出る（様式第四号）。

●高濃度PCB廃棄物の特例処分期限日に係る届出、変更の届出

高濃度PCB廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であるとして管轄する都道府県知事等に届け出（様式第五号）を行った事業者は、PCB廃棄物の処分の期限について、特例処分期限日の適用を受ける。また、前述の届出事項に変更があったときは、10日以内に管轄する都道府県知事等に届け出る（様式第六号）。

●承継

相続、合併又は分割等により事業者の地位を承継した者は、30日以内に管轄する都道府県知事等に届け出る（様式第七号）。

●譲渡し及び譲受けの制限

原則、何人も、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けしてはならない。PCB特別措置法施行規則第26条第1項、第2項、第5号、第6号に該当する場合、PCB廃棄物を譲り受けた者は、30日以内に管轄する都道府県知事等に届け出る（様式第八号）。

●特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物の処理を適正に行うため、事業所ごとに廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置く。

●PCB廃棄物の適正な保管

PCBの飛散・流出等を防止するため、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する。

■所有事業者（PCB使用製品を所有する事業者）の責務

※電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度PCB使用製品（高濃度PCB使用電気工作物）については、同法の規定が適用されます。ただし、特例処分期限日以後、高濃度PCB使用電気工作物は高濃度PCB廃棄物とみなし、PCB特措法及び廃棄物処理法の規定が適用されます。

●PCB使用製品に係る届出、変更の届出

PCB使用製品の廃棄（PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすること）の見込み等に関して、毎年度4～6月に管轄する都道府県知事等に届け出る（様式第一号（一））。また、所在の場所を変更した場合、10日以内に管轄する都道府県知事等に届け出る（様式第二号）。

●高濃度PCB使用製品の処分期間内の廃棄

処分期間（特例の適用を受けた場合は、特例処分期限日）内に、高濃度PCB使用製品を廃棄する。高濃度PCB使用製品は、処分期間（特例の適用を受けた場合は、特例処分期限日）以後、高濃度PCB廃棄物とみなし、PCB特別措置法及び廃棄物処理法の規定を適用する。

●高濃度PCB使用製品の廃棄終了の届出

所有する全ての高濃度PCB使用製品の廃棄の終了について、20日以内に管轄する都道府県知事等に届け出る（様式第四号）。

●高濃度PCB使用製品の特例処分期限日に係る届出、変更の届出

廃棄した高濃度PCB使用製品を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であるとして管轄する都道府県知事等に届出（様式第五号）を行った事業者は、高濃度PCB使用製品の廃棄の期限について、特例処分期限日の適用を受ける。また、前述の届出事項に変更があったときは、10日以内に管轄する都道府県知事等に届け出る（様式第六号）。

●承継

相続、合併又は分割等により事業者の地位を承継した者は、30日以内に管轄する都道府県知事等に届け出る（様式第七号）。

PCB廃棄物の処分期間等

PCB廃棄物の種類により、各々、処分期間等が定められています。処分期間の末日（特例の適用を受けた場合は、特例処分期限日）までにPCB廃棄物を自ら処分しない、又は処分を他人に委託しない場合、改善命令、代執行の対象となります。

高濃度PCB使用製品	使用廃止・廃棄						
高濃度PCB廃棄物 (変圧器・コンデンサー類)	処分期間: H28.8.1~ H30.3.31	特例処分期限日 (計画的処理完了期限) H31.3.31 特例の適用					
高濃度PCB廃棄物 (安定器・汚染物等)				処分期間: H28.8.1~ H33.3.31	特例処分期限日 (計画的処理完了期限) H34.3.31 特例の適用		
低濃度PCB廃棄物	処分期間: H28.8.1~ H39.3.31						
年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	...	平成38年度

特別管理産業廃棄物保管基準(PCB廃棄物の場合)

保管場所の表示の例
(縦横それぞれ 60cm 以上)

- 保管場所の周辺に囲いが設けられていること
- 見やすい箇所に特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物)の保管場所である旨などを表示した掲示板が設けられていること
- PCB廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発生防止のための措置が講じられていること
- 保管場所にネズミが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- PCB廃棄物に他の物が混入する恐れのないように仕切りを設ける等必要な措置が講じられていること
- PCBの揮発防止及びPCB廃棄物が高温にさらされないために必要な措置が講じられていること
- PCB廃棄物の腐食の防止のために必要な措置が講じられていること

特別管理産業廃棄物保管場所

関係者以外の立入を禁止する。

廃棄物の種類: PCB廃棄物
管理者の氏名又は名称: ○○○○
連絡先: 098-○○○-○○○○

主な罰則 責務等に違反した場合には、次のように罰則の対象となります。

PCB特別措置法(第33~36条)	
環境大臣又は都道府県知事による改善命令に違反した場合	3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
環境省令で定める場合を除き、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けた場合	3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
PCB廃棄物の保管等、高濃度PCB使用製品の廃棄の見込み等の無届出、虚偽の届出等	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
承継の無届出、又は虚偽の届出	30万円以下の罰金
環境大臣又は都道府県知事による報告の徴収に対し、無報告、又は虚偽の報告	30万円以下の罰金
環境大臣又は都道府県知事による立入検査、収去への拒み、妨げ、又は忌避	30万円以下の罰金
廃棄物処理法(第25~34条)	
不法投棄	法人には3億円以下の罰金
基準不適当な収集運搬・処分業者への委託等	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
PCB等の特別管理産業廃棄物の管理責任者をおこなった場合等	30万円以下の罰金

問い合わせ・各届出の提出先

機関名称	電話番号・郵便番号・住所	管轄市町村
沖縄県	北部保健所 生活環境班 0980-52-2636 〒905-0017 名護市大中2-13-1	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
	中部保健所 環境保全班 098-938-9787 〒904-2153 沖縄市美原1-6-28	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
	南部保健所 環境保全班 098-889-6799 〒901-1104 南風原町字宮平212	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
	宮古保健所 生活環境班 0980-72-3501 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根476	宮古島市、多良間村
	八重山保健所 生活環境班 0980-82-3243 〒907-0002 石垣市字真栄里438	石垣市、竹富町、与那国町
那覇市 廃棄物対策課 098-951-3231 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1	那覇市	